

官報

号外 昭和四十四年三月十四日

第六十一回国会 衆議院会議録 第十四号

昭和四十四年三月十四日(金曜日)

午後二時 本会議

午後二時九分開議

○本日の会議に付した案件

国土総合開発審議会委員の選挙

東北開発審議会委員の選挙

奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

質疑

国土総合開発審議会委員の選挙

質疑

国土総合開発審議会委員の選挙

奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

及び国土審判法案(横山利秋君外十二名提出)

の趣旨説明及び質疑

午後二時九分開議
○議長(石井光次郎君) これより会議を開きます。

国土総合開発審議会委員の選挙

東北開発審議会委員の選挙

○議長(石井光次郎君) 国土総合開発審議会委員及び東北開発審議会委員の選挙を行います。

○西岡武夫君 国土総合開発審議会委員外一委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 西岡武夫君の動議に御異議ありませんか。

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のごとく決しました。

議長は、国土総合開発審議会委員に

森下 國雄君 福岡 義登君

玉置 一徳君

を指名し、

東北開発審議会委員に

千葉 佳男君

を指名いたします。

奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○西岡武夫君 議案上程に關する緊急動議を提出

いたします。

すなわち、この際、内閣提出、奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 西岡武夫君の動議に御異議ありませんか。

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

奄美群島振興特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「五箇年」を「十箇年」に改める。

第六条第五項中「五分の四とする」を「五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和二十八年法律第百四十七号)第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とする」に改める。

第十条の二中第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、第十二項の次に次の一項を加える。

13 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は自治大臣及び大蔵大臣に意見を提出することができる。

附則第一項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

附則第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 振興計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち、昭和四十九年度以降に繰り越されたものについては、第六条第一項及び第二項、第九条、第十一条並びに第十二条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

案を議題といたします。

奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十四年二月十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

別表中

| |
|----------|
| 十分の八から |
| 十分の九まで |
| 十分の九 |
| 十分の十 |
| 十分の十 |
| 十分の九 |
| 十分の四・五から |
| 十分の七・五まで |
| 十分の三から |
| 十分の六・五まで |

を

| |
|----------|
| 十分の六・五から |
| 十分の九まで |
| 十分の五 |
| 十分の八 |
| 十分の九から |
| 十分の十まで |
| 十分の九から |
| 十分の十まで |
| 十分の六・五 |
| 十分の四・五から |
| 十分の七・五まで |
| 十分の三から |
| 十分の八まで |

に、

奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十四年三月十四日 衆議院會議録第十四号 奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案

宇宙開発事業団法案についての木内國務大臣の趣旨説明

三三〇

| | | |
|---------------|--|--------------|
| 文教施設 | 公立の文教施設の用に供する建物その他の工作物の新設及び改良、これらの敷地の取得及び整備並びに公立の文教施設の用に供する設備の新設及び改良で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの | 十分の六から十分の八まで |
| 保健、衛生及び社会福祉施設 | 地方公共団体の設置する保健、衛生及び社会福祉施設の整備で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの | 三分の一から三分の二まで |
| 土地区画整理 | 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三條第三項の規定により施行する同法第二條第一項に規定する土地区画整理事業で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの | 三分の二 |
| 文教施設 | 公立の文教施設の用に供する建物その他の工作物の新設及び改良並びに公立学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二條第二項の公立学校をいう)に勤務する教員又は職員のための住宅の建築(買取その他これに準ずる方法による取得を含む)で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの | 三分の一から三分の二まで |
| 環境衛生及び社会福祉施設 | 地方公共団体の設置する環境衛生及び社会福祉施設の整備で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの | 十分の四から三分の二まで |
| 土地区画整理 | 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三條第三項の規定により施行する同法第二條第一項に規定する土地区画整理事業で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの | 三分の二 |
| 空港 | 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二條第一項の空港(第一種空港を除く)の新設又は改良で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの | 十分の十 |

改める。

附則

- この法律は、昭和四十四年三月三十日から施行する。
- 改正後の奄美群島振興特別措置法(以下「改正後の法」という。)第六條の規定は、昭和四十四年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十三年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。
- 改正後の法第四條の規定による昭和四十四年度に係る振興実施計画は、同條の規定にかかわらず、改正後の法第三條の規定に基づく振興計画の変更の日から二月以内に、作成し、自治大臣の認可を受けなければならない。

を

に

理由

奄美群島の振興を図るための特別措置を実施する必要性がなお存続している実情にかんがみ、奄美群島振興特別措置法の失効期限を昭和四十九年三月三十一日まで延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長鹿野彦吉君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔鹿野彦吉君登壇〕

○鹿野彦吉君 たいだいま議題となりました奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、奄美群島経済の自立的発展の基礎を確立し、群島民の福祉の向上を期するため、奄美群島振興計画の実施期間を現在の五カ年から十九年に延長し、引き続き群島について特別の措置を講じようとするものであります。

本案は、二月十八日本委員会に付託され、三月四日野田自治大臣より提案理由の説明を聴取した後、慎重に審査を行なったのであります。

本日、本案に対する質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党共同提案により、群島民と鹿児島県民との所得の格差を解消することを目的として、積極的な施策を講ずることなどを内容とする附帯決議を付することに決した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

宇宙開発事業団法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(石井光次郎君) 内閣提出、宇宙開発事業団法案について、趣旨の説明を求めます。國務大臣木内四郎君。

〔國務大臣木内四郎君登壇〕

○國務大臣(木内四郎君) 宇宙開発事業団法案について、その趣旨を御説明いたします。

宇宙開発は、通信、気象、航行、測地等の分野において国民生活に画期的な利益をもたらすとともに、関連する諸分野の科学技術の水準を向上させ、新技術の開発を推進する原動力となるものであります。先進諸国におきましては、この宇宙開発の重要性に着目し、開発体制を整備し、具体的な開発目標を定め、国家的事業としてその積極的な推進をはかっており、その成果には刮目すべきものがあります。

このような情勢にかんがみまして、わが国においても、宇宙開発の本格的な推進とそのための体制整備が各方面から強く要請されるに至り、その体制整備の一環といたしまして、昨年五月、国の宇宙開発を計画的かつ総合的に推進するため、その重要事項について企画、審議、決定する宇宙開発委員会が設置されました。

現在、わが国の宇宙開発は、宇宙開発委員会の昨年十一月の決定に沿って、昭和四十六年に電離層観測衛星を、昭和四十八年度に実験用静止通信衛星を打ち上げることを目標に進められておりますが、この目標を達成するためには、多岐にわたるきわめて高度な技術を駆使するとともに、短期間に多額の資金を投入することが必要でありまし

て、これは国の総力を結集して行なうべき大事業であります。

これを成功させるためには、政府はもろろん、学界、産業界から広くすぐれた人材を結集するとともに、弾力的な事業運営を行なうことが必要であり、このために、中核的な開発実施機関として、新たに特殊法人宇宙開発事業団を設立し、宇宙開発を総合的、計画的かつ効率的に実施しようとするものであります。

この事業団は、現在の科学技術庁宇宙開発推進本部を発展的に解消いたしました。その業務と組織を引き継ぎ、これに加えて、従来郵政省電波研究所で行なっておりました電離層観測衛星の開発関係部門を移管させることとし、また将来、開発実施体制の一元化をさらに推進し得るような仕組みといたしております。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、この事業団は、人工衛星及び人工衛星打ち上げ用ロケットの開発、打ち上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものであります。

第二に、事業団の資本金は、設立に際して政府が出資する五億円、科学技術庁宇宙開発推進本部及び郵政省電波研究所から承継する特定の財産の価額並びに民間からの出資額の合計額でありまして、このほか、将来、必要に応じて資本金を増加することができるようにいたしております。

第三に、事業団の機構につきましては、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置くほか、非常勤理事及び顧問の制度を設けまして、関係各界の参加を得て、その協力体制の確立をはかることといたしております。

第四に、事業団の業務といたしましては、みづからまたは委託に応じ、人工衛星及び人工衛星打ち上げ用ロケットの開発、打ち上げ及び追跡を行なうことといたしております。

なお、事業団がその業務を行なうにあたっては、主務大臣の認可を受けて定める基準に従ってその業務の一部を民間機関等に委託することができるといたしております。

また、事業団の業務の運営につきましては、宇宙開発委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める宇宙開発に関する基本計画に従ってその業務を行なうことといたしております。

第五に、事業団の監督は、主務大臣が行なうこととしておりますが、主務大臣は、内閣総理大臣及び郵政大臣のほか、将来、政令でこれを追加し得るようにして一元化の進展に配慮することといたしております。

第六に、事業団は、その設立の際に、科学技術庁宇宙開発推進本部の廃止及び郵政省電波研究所の業務の一部の移行に伴う権利義務の承継を行なうことといたしております。

その他、財務及び会計等につきましては、他の特殊法人とは同様の規定を設けております。以上が宇宙開発事業団法案の趣旨でございます。(拍手)

宇宙開発事業団法案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑
○議長(石井光次郎君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。松前重義君。

〔松前重義君登壇〕
○松前重義君 私は、ただいま提案されました宇宙開発事業団法案に對しまして、日本社会党、民主社会党、公明党の三党を代表いたしまして、内閣総理大臣、大蔵大臣、科学技術庁長官、文部大臣、通産大臣、郵政大臣に對しまして、ここに若干の質問を試みたいと存じます。同時にまた、これに關連いたします総合科学技術の振興に關して、質問を行ないたいと思っております。

昭和四十四年三月十四日 衆議院會議録第十四号 宇宙開発事業団法案についての木内國務大臣の趣旨説明

宇宙の開発は、アメリカやソ連において着々その成果をおさめておることは、御承知のとおりであります。人工衛星あるいはまたアポロ七号、八号、九号等、相次いで打ち上げられておるこれらの人工衛星の成果は、皆さま方御承知のとおりであります。今日まで人類が不可能と考えておりましたことが、科学技術の成果として、その可能性を具体的に証明するに至つたのであります。

ここにございまして、政府はようやくこしを上げて、宇宙開発事業団法案を本国会に提案いたしましたのであります。わが国が、今日その宇宙開発に關する科学技術において著しいおくれをとつておることは、まことに遺憾千万であるといわなければなりません。このことは、今日までの政府がいかに科学技術を軽視したかを物語るものであります。ここにきびしい反省を促すものであります。(拍手)

さて、ここによりやく宇宙開発事業団なる法案の提出を見たのであります。私は、政府の目ざす宇宙開発の目的がいずれにあるか、総理大臣並びに所管大臣の御答弁を願いたいと存ずるのであります。

まず、宇宙開発に關しましては、国際間の取りきめにおきまして、その目的を平和の目的に限定してあります。しかし、宇宙開発の科学技術的な実績は、それが平和の目的のみに限定されるといへども、どことなく潜在的な軍事的圧力を感じしめるものがあります。それは、その技術は直ちに軍事目的に転換し得るからであります。そこで、幾ら国際的取りきめが平和の目的のためと言つておりましたも、わが国の宇宙開発は、わが国として自主的に、これが平和と公開と自主と、この三つの原則を確立する必要があるものであります。(拍手)

そこで、私は佐藤総理にお伺いしたいのであります。今後早急に右の三原則を基調といたしまして宇宙開発基本法を国会に提案し、わが国としてあらためて平和利用に徹することを確約することと存じますか、お伺いを申し上げます。

宇宙開発が平和の目的に限定されるかといへども、その目的は多種多様でございます。すなわち、それは電波の中継による地上のすべての地域にわたる通信連絡用の衛星あるいは気象観測の衛星、その他測地あるいはまた航行等、多方面にわたる宇宙の科学的調査等に對してであります。最近、通信衛星においてインテルサットという通信衛星による電波中継の国際的事業体が組織されたのであります。これは世界通信の根幹をなす重要な機関であります。この事業体の株式配分は、アメリカが五三〇％でありまして、他の国々は数％にすぎないのでございます。この株式保有量よりいいますれば、アメリカの独占的性格を持つものであるものであります。しからば、わが国は、このアメリカの独占的性格を持つインテルサットに對しまして、どのような態度をもつて臨もうとされるのか、伺いたいのであります。

また、宇宙開発事業団の研究の成果は、この事業団に奉仕する目的のためであるかどうか、それとも、アジアにおける地域衛星の権利を保留し、その開発のためのものでありまするか、また、政府は、この事業団によりアジアの地域衛星による通信網の実現を目的としておるのであるかどうか、郵政大臣より御答弁をお願いしたいと存じます。

三三一

昭和四十四年三月十四日 衆議院會議録第十四号

宇宙開発事業団法案の趣旨説明に対する松前重義君の質疑

三三三

次第であります。
なお、以上の諸問題を含みまする宇宙開発国際協定に対するわが国の基本的態度につきましまして、外務大臣の御見解をあわせて伺いたいと存じます。

宇宙開発に關しまする科学技術は、一般科学技術の総合化したものでございまして。よつて、私は、ここに総合科学技術の振興に關するもろもろの政策について伺いたいと存じます。

総合科学技術の振興にあたりましては、まず、科学技術基本法の制定を先決といたします。基本法の制定により科学技術振興の安定した不動の軌道をつくり、その軌道の上を計画的に強力に推進しなければなりません。ところがこの基本法は、今日に至るもお成立を見ないで低迷を続けております。今日、科学技術振興の急務なるにかんがみまして、まことに遺憾にたえない次第であります。聞くところによりますると、この低迷の原因は、政府部内の不一致によることとでありまして、文部省及び科学技術庁等の間の調整が不十分である、そのためにこの基本法の制定に對しまして非常なおくれを見つあるといふこととございしますが、これらの調整に對し、総理大臣並びに文部大臣、科学技術庁長官は、今後どのような処置をとられようとするのでありますか、伺いたいと存じます。(拍手)

科学技術政策のごときは、国家永遠のいしずえを築くものでありまして、政党を越えて、明日の歴史に備へべきものであることはいふまでもございせん。前にも述べましたように、かつて科学技術庁を設置いたしましたそのときには、完全な超党派の協力をもってこれが実現に努力したのであります。最近においては、政府部内の不一致のせい、自民党案を強引に提案することのため超党派の性格を失いつつあることと、その傾向は、まことに遺憾のきわみであります。(拍手)政府部内の調整と超党派によつてすみやかに科学技術基本法を制定し、科学技術の安定せる軌道を確

立する意図がありますかどうか、総理大臣の御見解を伺いたいと存じます。
次いで、科学技術振興に必要な予算について伺いたします。

わが国の科学技術振興に關しまする予算は、一九六六年度におきまして、フランスの三・五分の一、ドイツの五・四分の一、イギリスの四分の一、アメリカと比較しますると、まるでお話にならないような比率であります。すなわち、これら先進国にはるかに劣つておるのであります。ある人は言うであります。科学技術研究の費用は少なくても、日本の経済力は自由圏第二位になつたではないか。なるほど日本の経済は成長いたしました。しかし、それは高度の技術の製品の生産によるにあらずして、それは労働者の低賃金のゆえであります。したがつて、日本の経済成長は、国民大衆の犠牲の上に今日を迎えたものであつて、頭腦的、技術的優位のためのものではない。そのことを正しく反省しなければならぬのであります。(拍手)

私は、大蔵大臣に伺いたい。経済の高度成長が科学技術の高度化の上に築かれるとするならば、日本の国民生活の向上は期して待つべきものがあると思われまします。よつて、今日の貧弱な科学技術研究予算を大幅に増大し、たくましい高度の生産国家を確立する意図があるかどうか、伺いたしたいと存じます。

次に、科学技術行政機構について伺いたしたい。いまや、世界はあげて科学技術の振興と生産力による経済力の培養に全力を注いでおります。しこうして、これに伴います行政機構を確立いたしました。たくましい努力を払つております。英國のウィルソン首相は、労働党首就任に際しまして、英國の下り坂を阻止し、これを上り坂に向かわしめるものは、まさに科学技術の振興にある、と申して、科学技術者の養成とこれがアメリカへの流出を防ぐことにあるとの異色の演説によりま

して、彼は内閣を組織するに至りました。そして、新たに科学教育省、技術省、これらを設置いたしました。強力なる科学技術振興の政策を推進しつつあります。その他の国々も、争つて行政機構の強化によつて新時代に即応せんとしておるのであります。これに比ばまして、わが国は、十数年前によりやく生まれた科学技術庁が、いまなお科学技術行政の中心となつておるのであります。これを科学技術省として、強力な研究体制の整備拡充を企図する御意図があるかどうか、総理大臣にお伺いたしたいと存じます。

次に、経済の発展に伴う特許制度とその政策について、通産大臣にお伺いたしたいと存じます。

世界平和が続くにつれて、世界の経済競争はますます激しくなつたのであります。その国の科学技術のレベルが高いか低いかによつて、国際競争の勝敗がきまるのであります。そこに工業所有権に關する特許制度の重要性があります。わが国の工業技術は、いまだに外国依存を脱しておりません。日本の企業家が外国に支払つておられます。日本の企業家が外国に支払つておられます。特許料、すなわちロイヤルティーは、年間約二億ドル前後でありまして、日本からの技術輸出により外国より受け入れるロイヤルティーは、わずかにその八割にすぎないのであります。しかも、外国の特許権を使用するとき、このロイヤルティーのほか、わが国において生産された製品の市場を制限されるのであります。すなわち、外国の特許を使用して生産いたしますとき、その生産品は日本のみが市場であつて、これを外国に輸出することを禁ぜられるのが普通であります。これでは、国際収支の改善にたつたかみでありません。かえつて外貨の流出を来たすのみであります。これは、科学技術の高度化が経済発展の基礎であることを証明するものであります。特許政策の重要性はここにあります。日本においては、外国の特許出願が潮のように攻め寄せきております。日本の特許庁が、もしもその人員不足と事務繁忙のため、外国特許の審査に手扱

かりがあるいたしましたれば、日本の産業に大きな影響を及ぼすものであります。現在、特許庁に特許を出願してから、その審査に四年の日子を要することとあります。これでは、特許による外国産業の日本侵略に對抗することはできないのであります。通産大臣は、この特許問題、特に外国の特許侵略について、いかなる特許庁拡充強化の方策をお持ちでありますか、伺いたしたいのであります。(拍手)

次に、海洋科学技術の開発について伺います。

今日、宇宙の開発とともに最も重要な課題は、海洋の開発であります。四面海をもつてめぐらす日本としては、日本経済の発展の方向を海洋に求むべきでありまして、そのことは、宇宙開発もさることながら、最も手近な日本に与えられた恩恵であります。さればこそ列国は、争うて海洋の開発に必要な科学技術の研究に乗り出し、米ソのごときは、太平洋はもとより、世界の七つの海洋、特に海底の調査を行ないつつあります。一九六一年の正月、米大統領ケネディは、その年頭教書におきまして、米国の今年の最大の基幹政策は海洋の開発と国防とであると発表いたしました。次いで彼は、ソ連首相フルシチョフとの間に、海水の淡水化の共同研究なる協定を結びました。いまや、日本の近海も、ソ連やアメリカの調査船によつてほとんど調査され、知らぬは日本ばかりなりけりであります。

これに比ばまして、わが国の情勢はどうでありますか。先年、文部省におきまして、ユネスコによりましますインド洋學術調査の協力費が不成立に終わりました。まさにインド洋に對するわが国の発言権を喪失せんとしたとき、海洋学会長日高博士は、私にこの国際協力脱却の不利を訴えられたのであります。私は、当時科学技術庁長官であつた三木武夫氏に連絡して、科学技術庁より文部省に對し、特別研究促進調整費一億円を移譲いたしました。かろうじて日本の発言権を継続したことを思い起こします。すなわち、このことは、

いかに日本の政府が世界の事情と海洋に無知であるかを示すものであります。このようにして、今年度の科学技術庁の海洋開発に関する予算はわずかに三億四千万円にすぎないのであります。私事を申し上げてまことに恐縮であります。大学の海洋調査の研究費よりはるかに少ないのであります。(拍手)

海洋の開発のいろいろな問題といたしまして、海底資源の開発、水産資源の開発、海水の淡水化、海洋エネルギーの開発、海底原子力発電所の開発、海洋土木技術、大船舶あるいは海中潜航船等の開発によりまして、無限の経済力を海洋より獲得し得るのであります。これらの海洋科学技術の振興に關し、今年度予算の示すようなスズメの涙程度で、これらのもろもろの研究開発により日本の経済力を伸ばし得るとお考えになりますか、科学技術庁長官の御所見を伺いたいと存じます。

海洋開発に關し、日本の行政は各省ばらばらでありまして、政府としての一定の総合的方針なき状態でありまして、すなわち、農林省、通産省、運輸省、科学技術庁、文部省、外務省等々、それぞれの連絡もなく、そこに何らの調整も行なわれない状態でありまして、ここに、海洋開発の基本的方策の確立と、これを強力に推進し、海外に対抗する必要があると考えられますが、総理大臣の御所見を承りたいと存じます。

このようにいたしまして、海洋科学技術の発達に伴い、海洋の科学的調査を米ソ等により急速に進展を見るに至つたのであります。いまや、海洋に領土権ならざる權益を主張するに至り、ついに領土権にまで及ぶ可能性さえあるものであります。漁業に關する国際条約のほか、資源に關する条約等に今日において備えておかなければならないと思つておられますが、外務省におきましては、これに対する準備が充分でありますかどうか、外務大臣より承りたいと存じます。

その次に、科学技術振興と科学技術教育計画について伺いたします。

科学技術教育の振興は、科学技術振興の母であります。経済の発展が科学技術力によることは言うまでもありませんが、科学技術教育は経済発展のいしずえであります。さればこそ、各国は争つて科学技術教育の拡充に全力を注ぎますこともに、それぞれ人材養成のために必要な教育計画を樹立して、鋭意これが実現に努力しつづつてあるものであります。すなわち、これらの計画は、高等教育、一般教育における理科系、文科系の養成人員の比率の設定の問題であります。そうして、各国の大学教育における比率は次のようであります。ソ連におきましては、文科系は三割五分、理科系は六割五分、英国におきましては、文科系が五割以下、理科系が五割以上、フランスにおきましては、文科系は四割七分、理科系は五割三分、いづれも理科系の人数を多くいたしておるのであります。これに對して日本は、文科系七割五分、理科系二割五分、はるかに理科系は少ないのであります。後進国家におきましては、理科系の教育はほとんど少なく、大部分が文科系であります。この意味におきまして、日本は先進国であるといはれているわけにはまいらないのであります。文明国家の建設には、一定の教育政策に基づき教育計画がなければなりません。日本の現状は、全く場当たり無方針の教育体制であるといつても過言ではないと思つておられます。文部大臣は、日本の明日の未来像にふさわしい教育計画を樹立し、二十一世紀に向かう人づくりの高らかな目標を持つた教育計画を樹立する御意図があるかどうか、伺いたいと存じます。

以上、私は、宇宙開発、総合科学技術振興、海洋科学技術の振興、科学技術教育計画等につきまして、それぞれ総理大臣並びに所管の大臣にお尋ねを申し上げましたが、今日、科学技術の進歩の急速な足取りを見ますときに、一日もゆるがせにすることのできないことを痛感するものであります。過去において、科学や技術は難解なものとしてこれを神だに祭り上げ、ごみだらけにして

ほうり出されたことがあるのであります。そうして、今日もなおその傾向は継続されておると見なければなりません。かつて大正時代には、郵便の封書は三銭でありました。それが今日では十五円となり、同じ時代に、電話の度数料金は同じく三銭でありましたが、今日では七円となり、かつて同じ三銭であったものが、封書は十五円となり、電話は七円とまでおつておるのであります。これは電話技術の革新による電話の多重化等による技術研究のたつた結果であります。物価の問題に對してもこのような影響を及ぼしておる科学技術の研究に關しまして、今日われわれは、重大なる関心を持って進んでいかなければならぬと思つておられます。今日のごとき計画性がなく、しかも貧弱な研究体制によつては、とうとう加速度的に進みつつある世界の進歩に即応することは困難であります。

科学技術は、このようにいたしまして長期的な計画を持つて進まなければなりません。今日の場当たりこのう葉ばりの政策は、人々に希望どころか失望を与えます。大学の混乱も、今日の政治に責任なしとはいえないのであります。二十一世紀の格調高い未来像を打ち立てまして、これに向かつて一路邁進する経路と計画を明らかに示し、国民に輝かしい希望を与えてほしいものであります。各閣僚におかれましては、国民の前に率直に御所信のほどを御披露願いたいと存じます。

以上、私の質問を終わる次第であります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君〕 松前君が三党を代表して質問された各項目につきまして、私から二、三の点についてお答えし、その他はそれぞれ所管大臣からお答えすることにいたしましたと思つておられます。

まず第一は、宇宙開発はわが国としても強力に推進してまいる考えでございますが、その推進にあつては、従来たびたび明言しておりますとお

り、平和目的に徹してこれを行なう所存であります。このように宇宙開発を平和目的に徹して行なうにあつては、松前君が御指摘のとおり、原子力の場合と同様の三原則に立ち、その原則を含む宇宙開発基本法を制定すべきであるとの考え方には、私も基本的には同意であります。ただし、基本法制定にあたりましては、世界における宇宙開発の動向等も十分見きわめた上で論じなければならぬ点も多々あると思われまふので、党派を越えた議論が十分尽くされた上、わが国将来の宇宙開発の基本を定めるものとしてまことにふさわしい、りっぱな基本法ができるよう努力してまいる考えでございます。

次に、松前君御指摘のとおり、科学技術の問題につきましましては、超党派的事が運ばれることが最も望ましく、従来もこの方針で進んできた結果、科学技術の振興の実もあがつておると思つておられます。今後とも、この考え方を變えるつもりはございません。一そう各党協力いたしまして、科学技術の前進に寄与したい、かように思つておられます。

次に、科学技術の振興につきましましては、予算面から特段の配慮を加えてまいりましたが、四十四年度予算におきましても、動力炉、宇宙、海洋及び大型工業技術の開発等を中心に科学技術振興費の飛躍的増額をはかつており、前年度に比べ約二五%増に及ぶ九百十七億円を計上してあります。もちろん、以上をもちまして十分だといつてはありませぬ。政府の努力のあとをただいま御披露して、御理解を得た次第であります。われわれは、ビッグサイエンスの時代に対応して、一そうこの上にも積極的な努力をしなければならぬ、かように思つておられます。

昭和四十四年三月十四日 衆議院會議録第十四号

宇宙開発事業団法案の趣旨説明に対する松前重義君の質疑

三三四

は、総理府の外局という現在の形態が適切であると、かように考えております。

なお、御指摘の体制強化につきましては、これをもつて足れりとするわけでもありませんし、今後とも、なお一層注意して努力してまいりたいと、かように考えております。

次に、海洋開発の問題であります。わが国にとりまして最も必要な資源、エネルギー等を確保するためには、わが国を取り巻く海洋における豊富な資源やエネルギーの開発利用、これをはかることが今後ますます重要になると考えております。このため、政府においても、従来から関係省庁において鉱物資源、生物資源等の開発のための調査研究を進めてまいっておりますが、近年、先進諸国におきましては、御指摘にもありましたように、広範かつ先端的な科学技術の粋を集めた、いわゆる海洋工学を駆使して大規模な海洋開発に乗り出しており、わが国としても、このような海洋開発技術の総合的、計画的な開発をはかって、海洋の本格的な開発利用と取り組んでまいらざるを得ないかと存じます。

以上、お答えいたしました。他はそれぞれ所管大臣に譲ることにいたします。(拍手)

〔国務大臣(福田赳夫君)〕

○国務大臣(福田赳夫君) 私に対する御質問、もうすでに総理からお答えもあつたんですが、せっかくの御指名でございますので補足いたします。

わが国の研究費が国際的に少ないのではあるまいか、こういう御指摘でございますが、確かに少ないんです。ただ、諸外国におきましては、国防費の中にたくさん研究費が入つておる。わが国は、自衛隊、防衛費が非常に少のうございませう。そういう関係も響いておることを御了承願いたいのであります。ただ、私は、それにいたしましたとしても、わが国が諸外国に比して多額であるとは思いません。今後とも努力しなければならぬと思つておる。少ないながらも、しかし非常に努力は続けておるのであります。佐藤内閣が出現し

たしました昭和四十四年度におきましては、科学技術研究費は四百十三億円でありますが、四十四年度におきましては、倍以上の九百十六億円で進んでおります。今後とも努力をいたしたい。お答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣(坂田道太君)〕

○国務大臣(坂田道太君) お答えをいたしたいと思つております。まず第一に、科学技術基本法でございますが、この点につきましては、科学技術庁長官と御相談をし、検討いたしました。提出いたすことにつきまして、いま相談をいたしておるところでございます。

それから科学技術教育につきまして、大学の比率が、理科系と文科系とは、文科系が非常に多いんじゃないか、御指摘のとおりだと思つております。これから漸次理科系を中心として充実していかなければならぬと考えております。国立大学におきましては、従来とも理科系を中心としてやっております。このことは御承知のとおりでございます。今日、この大学がいろいろ紛争して問題を投げかけておるわけでございますが、一面におきまして、国民のための大学ということが求められます。同時に、やはり日本の大学というものが、その研究の成果というものを社会に還元するという働きも持つべきである。しかも、世界的学問の水準を維持、発展する役割というものを大学が持つておる。特に科学技術の基本になりますところの基礎研究という点につきましては、日本の実情は、むしろただいま松前先生がおっしゃいましたとおりではないかと思つて、私といたしましては、全力をあげまして大学紛争を解決し、あるいは教育を正常化しますと同時に、こういう基礎的な研究体制を確立しなければならぬ、かように考えておるわけでございます。

思い起こしますと、昭和三十二年であつたと思つておるわけでございます。昭和三十九年に成立いたしました暫定協定でございます。アメリカの出資率は五三％。御指摘のとおりでございます。

科学・技術振興に関する決議案を提出し、満場一致で決議になつておるわけでございます。自來、政府といたしましては、その線に沿ひまして科学技術振興につとめてまいつたわけでございませう。その年は、前々年に、イーデンがブラッドホードの大会におきまして科学技術の振興を訴えました。またその秋にスポーツニクが上つた。そして、アメリカがそれにおくれまいといたしまして、科学技術振興ということについて非常な力をいたしたというところを考えた場合に、今後この日本といたしまして、御指摘のとおり、科学技術振興、特に大学における基礎研究を充実いたしてまいりたいと考えておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣(大平正芳君)〕

○国務大臣(大平正芳君) 私に対する御質疑は、特許制度の改善についてでございます。

技術の革新がたいへん早い速度で進んでおります。御指摘のように、技術の輸入超過の傾向が顕著でございます。自主技術を開発する、そのためには、現行の特許制度は急いで改善の要があるではないかと御指摘は、仰せのとおりでございます。これまで、私どもとしましては、審査官を増員いたしましたり、あるいは資料整備をいたしまして当たつてまいりましたが、依然として審査、審判の滞りは著しく、その処理に要する期間もますます長期化を来しておりますので、審判、審査の促進、技術早期公開ということを中心として、先日、本院の御審議をわすらわしておる次第でございます。何とぞ御審議の上、御支援を賜りますようお願いいたします。(拍手)

〔国務大臣(河本敏夫君)〕

○国務大臣(河本敏夫君) 最初に、インテルサツトの問題につきましてお話がございましたが、現在のインテルサツトの協定は、昭和三十九年に成立いたしました暫定協定でございます。アメリカの出資率は五三％。御指摘のとおりでございます。

す。そこで、アメリカの発言権がそのままではいかにも大き過ぎますので、特定の重要事項につきましては、約三分の二の過半数、正確に申し上げますと六五・五％をこえる賛成を必要とする、こういうことがきめられております。

次に、二月の二十四日から、この暫定協定を恒久制度に直したいということで本協定の交渉が続けられております。この会議に臨むわが国の態度はどうかというお話でございますが、第一番には、まず、この本協定が成立することが望ましいというので、協定成立のために全力をあげております。さらに第二には、協定が成立いたしましたも、将来わが国が地域衛星を打ち上げるといふこの権利を留保しておきたいという立場をとつておるわけでございます。さらに、この運営の面におきましては、総会と理事会に分けて、総会では政策面について検討する、そして一國一票制をとつていこう、こういう主張をしております。同時に、理事会におきましては、出資比率による投票が原則になりますが、これにも適当な制限をつけなければならぬであろう、同時に、アメリカの出資比率を四五％以下に抑えていこう、こういうことで折衝しておるところでございます。さらに次には、先ほど御指摘のような測地、航行あるいは気象、こういうふうな特別な業務は、もちろん対象外にいたします。一般の国際通信業務を対象にしていく、これは当然のことでございます。さらにまた、この協定が将来弾力的に運用されまして、必要とあらば協定をある程度変えられ、こういうことにすべきである、こういう基本方針もつて臨んでおるわけでございます。

さらに、わが国が通信衛星を開発しておる目的でございますが、これは御承知のように、現在通信の需要が激増しております。マイクログラフ線であるとか海底ケーブル、これだけではとてもさばき切れないのでございます。こういうふうな将来の通信需要の激増に対処していこう、これが第一の目標でございますが、同時に、あわせて、

関連産業の技術水準の向上、さらにはまた、わが国の国際的な発言権の強化、こういふふうな多くの目的をもちまして開発しておるということをお願いを申し上げていただきます。(拍手)

〔國務大臣木内四郎君登壇〕

○國務大臣(木内四郎君) 松前さんから、宇宙開発のみならず、広く科学技術振興全般にわたりますして非常に有益な御意見を述べたことになりまして、たいへん参考になったのでございますが、以下、私に御質問の点につきましてお答えいたしたいと思います。

わが国の宇宙開発は、御承知のとおり、当面、通信分野における需要を目ざしまして人工衛星等の開発を進めておるところでございますが、世界における状況にも見られるとおり、宇宙開発利用は、単に通信衛星の分野のみではございませぬ。先ほどお話のありましたように、気象予報、船舶、航空機の航行、地図の作製のための測地等広範な分野にわたるものでございまして、その前途は洋々たるものと考えておるのでございませぬ。政府といたしましては、この宇宙開発の将来性に着目いたしまして、本格的な宇宙開発を進めることといたしておりまして、現在、宇宙開発委員会において、経済、社会の諸要請に照らしまして、いかに宇宙開発を進めていくべきかということについて長期的な視野のもとに開発計画を立案中でございます。近々答申を得る予定でございます。

さらにこの法案に盛り込むか、また、基本法の対象範囲をどこまで持つていくべきか、そういうふうないろいろな問題につきまして、党派を越えて十分に検討され、基本法の名にふさわしいものが制定されるよう、政府としても努力いたしたいと存じております。

なお、科学技術基本法の制定につきましては、科学技術基本法は、御案内のとおり前国会にも提出されておったのでありますけれども、これが審議終了になりました。いま超党派的に関係国会議員の方々のお集まりにおいて御研究になっておるようでありまして、なるべくすみやかに成案を得て、この法律がすみやかに制定されるようになることを期待いたしておるのでございます。

さらに、わが国にとって特に重要な意義を有しておる海洋開発につきましては、従来から各省庁において、鉱物資源、生物資源等の開発のための調査研究が進められてきておるのであります。本格的な海洋開発は、従来の伝統的な技術をはるかに越えた、いわゆる近代的海洋工学の技術を確立して、これを駆使して進めていかなければならぬことは、お説のとおりでございます。

このため、現在、海洋科学技術審議会におきまして、海洋科学技術の開発計画について鋭意検討を進めておるところでございます。これまた四、五月ごろにはその答申を得ることになっておりますので、これに従ってその開発計画を強力に推進してまいりたい、かように存じております。

海底資源、海洋エネルギーの開発についても、その一環として検討が加えられておりました。かねてから建造を進めておりました潜水調査船も先般竣工いたしました。来年度から海洋開発に必要な各種の諸調査に従事する運びになっております。また、明年度は、海中作業基地の建設に着手することに相なっております。さらに、海洋開発の本格化に伴いまして、より性能の高い、大型の調査船等の整備強化の必要性もだんだん生じてま

しても検討を進めてまいるつもりでございます。なお、海洋科学技術開発の進展によりまして、大型船がだんだんできてきます。したがって、その築港とか、あるいは島と島とを結ぶ橋その他の建設等に必要なる海洋土木技術の向上にも資することになるものと期待しておるのでございます。

また、御示唆のありました専門分野別の研究機関の活用の構想、これは人材養成をはかつていく上におきまして、また、研究所、研究開発機関のあり方を考えるにあたりまして、大いに検討に値するものであると思っております。現に日本原子力研究所におきまして行なわれておるところの大学への研究施設の供与、これなどは不十分ではございますが、そのような趣旨に沿うものであると考えておるのでございます。なお、関係各省とも連絡をはかりまして、本件につきまして慎重に検討を重ねてまいる所存でございます。

さらに、科学技術は一国の将来を左右するものであるというところは、お説のとおりでございます。この振興には、国をあげて力を注いでいくべきであります。したがって、御指摘のとおり、科学技術の問題は超党派的に事が運ばなければなりません。また、事実、過去においてもさうであったと信じておるのでございます。その成果をいたしまして、科学技術政策につきましては、予算の面でも、先ほどいろいろお話がありましたけれども、また、体制の面でも、逐次強化充実されて今日に至っておりますのでございますが、今後とも、この方向で一そう努力いたしてまいりたいと存じておるのでございます。

なお、科学技術関係の予算が少ないとの御意見でございますが、昭和四十四年度予算における科学技術振興費は、大蔵大臣からもお触れになりました九百十七億円が計上されておるのでございまして、前年度に比して約二五%増となっております。これは一般会計予算の伸び率を大幅に上回るものであることは、御案内のとおりでございます。なお、海洋開発の経費につきまして、先ほど

科学技術庁の予算は三億数千万円じゃ足りないじゃないか、こういうお話がありました。海洋開発に關する施策は、通産省あるいは農林省その他各省にあるのでありまして、私どものほうにおきましては、ことし初めて海洋開発の研究費という項を立てて、少額ながらこれを盛ることにしたのでございます。

政府におきましては、かような状態でありまして、科学技術振興の重要性を十分認識いたしておりました。その振興にためておるのでございませぬが、今後とも、いまお話しした諸外国の例を参考にしたしつ、一そう努力をいたしてまいりたい、かように存じておる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣愛知揆一君登壇〕

○國務大臣(愛知揆一君) 私からは特に御答弁申し上げることもないかと思っておりますが、しいて申し上げれば、海洋開発につきましては、大陸的な条約等のことにお触れになったかと思っておりますので、その点だけ簡単に答えていただきます。

松前議員も御承知のように、いわゆる上部水域の水深が二百メートルまでの海底の区域の海底、それから地下の鉱物資源、これらにつきまして、これを探索、開発するためには、沿岸国が主権的な権利を行使するというのが今日では一般国際法として確立してまいりましたように存ぜられます。このことは、先月の国際司法裁判所の北海大陸だん問題についての判決にもあらわれておりますので、一九五八年の大陸だん条約にはいろいろの関係で日本は入っていませんけれども、こうした一般的な国際法として確立された権利、権原を前提にいたしまして、先ほど来いろいろお話がございましたような海底の鉱物資源等に対しましては、関係各省と協力いたしまして御趣旨に沿うようにはいたしたい、かように考えておる次第でございます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これにて質疑は終了いたしました。

昭和四十四年三月十四日 衆議院會議録第十四号

国税通則法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び国税審判法案(横山利秋君外十二名提出)の趣旨説明

○議長(石井光次郎君) 内閣提出、国税通則法の一部を改正する法律案、及び横山利秋君外十二名提出、国税審判法案について、趣旨の説明を順次求めます。大蔵大臣福田赳夫君。

〔内閣大臣福田赳夫君登壇〕

○國務大臣(福田赳夫君) 国税通則法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

政府は、さきに税制調査会から提出された税制簡素化についての第三次答申を中心として、最近における社会、経済の伸展に即応した納税者の権利救済制度のあり方について鋭意検討を重ねてまいりましたが、その結果、昭和四十四年度の税制改正の一環として、新たに国税不服審判所を設置する等納税者の権利救済制度の整備充実をはかることが必要であると考へ、この法律案を提出いたしました次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を御説明申し上げます。

まず、国税に関する審査請求の審理及び判決を行なう機関として、国税庁に国税不服審判所を設けることとしております。これにより、国税に関する不服申し立てについては、課税等の処分に関する税務の執行系統から切り離された機関により審理及び判決がなされることとなり、相

次に、不服申し立て期間の延長、不服申し立てについての審理手続の合理化等の措置を講ずることとしております。すなわち、異議申し立て等の期間は、これを一月から二カ月に延長することとしたしております。また、納税者の不服に関する審理手続につきましては、国税不服審判所長は、一定の手続を経て、国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により判決ができることとする等の整備合理化をはかる

国税通則法の一部を改正する法律案についての福田大蔵大臣の趣旨説明

こととしております。さらに、納税者が自己の申告が過大であると主張する場合は、納税者が自己の申告が過大であると主張する期間を一年に延長するとともに、やむを得ない後発的な理由による更正の請求については、さらにその特例を設ける等所要の改善を行なうこととしております。

なお、このほか、差し押え等の国税の徴収を確保する措置がとられた場合には、差し押え等がなされている期間の延滞税率を日歩四銭から日歩二銭に軽減する措置を行なうこととしております。以上、この法律案の趣旨について御説明申し上げます。(拍手)

〔横山利秋君登壇〕

○議長(石井光次郎君) 提出者横山利秋君。

○横山利秋君 私は、提案者を代表いたしまして、国税審判法案につき、提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

戦後二十数年を経た今日、納税者の税金に対する不平と不満は依然として非常に多いのが現状であり、また、その不平不満を内容的に見ましてもきわめて切実なものがあることは、周知のとおりであります。ところが、このような納税者の不平不満に対処すべき現行の権利救済制度は、その不平不満、すなわち、租税事案を正当に解決するにはあまりにも不備であり、かつ、欠陥の多いものであることは、現行の租税事案にかかる権利救済制度のもとに指摘されてきたところであり、すなわち、現行の租税事案にかかる権利救済制度のもとにおきましては、処分庁及びその直近上級庁が不服申し立ての処理機関とされておりますため、同じ穴のムジナが審査することとなり、不服申し立てについての決定ないし判決の公正は十分に確保されていないといわなければなりません。もち

ろ、審査請求の段階では協議団の制度が設けられてはおりますが、この協議団の制度につきましても、執行機関の系列内に置かれた付属機関であり、判決権を有するものではなく、国税局長の指揮監督に属し、かつ、協議団はすべて税務職員で構成されていることなどから、やっぱり同じ穴のムジナ論から抜け出ることができません。協議団に期待されている判決の公正をはかるための担保的機能はきわめて不十分なものとまわっているのが現状であります。さらに、協議団が執行機関の系列内にある限り、租税事案の審査にあたっては国税庁長官の通達と異なる取り扱いはすることは困難であり、そのため、本来国民は法令に拘束されるが、通達には拘束されないものであるにもかかわらず、不服申し立て、すなわち、行政不服審査の段階では国税庁長官の通達による拘束から脱却することができない結果となっており、これでは納税者の権利利益の完全な救済が何ら確保されないことは明らかであります。

一方、租税事案についての裁断の公正の確保という見地から申しますと、裁判所による救済が最もその目的に合致するものではありませんが、しかし、裁判所による救済、すなわち、訴訟は、費用や時間を要する等の問題がありますので、裁断の公正を保持しつつ、比較的簡素な手続により事案が処理されるような制度が現在強く要望されているといわなければならないのであります。すなわち、現行の協議団制度には裁断の公正を保持することができないという致命的ともいえるべき欠陥が存在するといふ批判、その批判からもたらされる完全な第三者機関の公正な裁断による救済への要求と、裁判の第三者機関の費用や時間をかけなくとも済むような租税救済制度が望ましいという納税者の立場、すなわち、行政段階での比較的簡素な手続による救済への要求という両者の要請を満たすような新しい租税救済制度を確立することが必要不可欠であるといわなければならないのであります。

三三六

つき比較的簡素な手続で公正な審理を行なうことによつて、納税者の権利利益の救済をはかることとする必要があることを強く認識し、ここにこの国税審判法案を提案した次第であります。(拍手)

以下、この国税審判法案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず、第一に、この国税審判法案による制度の基本的な仕組みであります。内閣総理大臣の所轄のもとに国税に関する不服申し立ての処理機構たる国税審判庁を設置することとし、この国税審判庁による審判を、行政段階における租税救済制度の中心的な地位を占めるものとしたのであります。ただ、事案が簡易少額である等の事情から、納税者が現行の制度によつてより簡易迅速な処理を期待する場合も存することを考慮いたしまして、全面的にこの国税審判庁による審判の制度を強行するのではなく、現行の税務不服審査の制度のうち、二審の審査請求は廃止して、二審の段階では、すべて国税審判庁による審判の請求の制度によつて不服の救済を求めべきこととしたいたしますが、異議申し立ての制度と始審的審査請求の制度は存置し、すなわち、一審の段階では、これらの制度と国税審判庁による審判の請求のいずれかを納税者が自由に選択することができることとしたいたしました。

第二は、国税審判庁の機構であります。国税審判庁は、中央国税審判庁及び地方国税審判庁の二つとし、中央に中央国税審判庁を、地方には全国を通じて十一の地方国税審判庁を置き、さらに、所要の地に地方国税審判庁の支部を設け、各国税審判庁には、審判官、調査官及び事務官を置くこととしております。

第三は、審判請求先であります。国税庁長官のした処分に対する審判の請求は、中央国税審判庁に対し、国税局長、税務署長、税関長または登録免許税に関する登記、登録機関のした処分に対する審判の請求は、所轄の地方国税審判庁に対して行なうべきこととしておりますが、しかし、その処

り、判決権を有するものではなく、国税局長の指揮監督に属し、かつ、協議団はすべて税務職員で構成されていることなどから、やっぱり同じ穴のムジナ論から抜け出ることができません。協議団に期待されている判決の公正をはかるための担保的機能はきわめて不十分なものとまわっているのが現状であります。さらに、協議団が執行機関の系列内にある限り、租税事案の審査にあたっては国税庁長官の通達と異なる取り扱いはすることは困難であり、そのため、本来国民は法令に拘束されるが、通達には拘束されないものであるにもかかわらず、不服申し立て、すなわち、行政不服審査の段階では国税庁長官の通達による拘束から脱却することができない結果となっており、これでは納税者の権利利益の完全な救済が何ら確保されないことは明らかであります。

分が、形式的には税務署長のした処分ではあるけれども、処分書に、その調査が国税庁の職員によつてされた旨の記載がある場合、及びその不服が国税庁長官の通達が法律に適合しないことを理由とするものである場合におきましては、すべて中央国税審判庁に対して審判の請求をすべきことといたしております。

第四は、審判の請求期間であります。これにつきましても、原則として、始審的審判の請求につきましても、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して二月以内、二審的審判の請求につきましても、異議申し立てについて決定の通知を受けた日の翌日から起算して一月以内といたしております。

第五といたしまして、審判権の行使の公正を確保いたしますため、審判官の除斥及び忌避の制度を設け、審判官が事件や当事者と特殊な関係がある場合におきましては、その職務の執行から除斥されることとし、また、審判官について審判の公正を妨げるべき事情があるときは、審判請求人、処分庁または参加人はその審判官を忌避することができるといたしております。

第六は、審判の請求と国税の徴収との関係であります。これにつきましても、審判の請求は、処分の効力等を妨げないことといたしております。審判請求人が滞納処分による差し押えをしないことを求めた場合には、審判の請求について明らかに理由がないと見える場合及び繰り上げ請求の理由に該当する事実がある場合を除き、国税審判庁は、処分庁に対し差し押えをしないことを命じなければならぬこととし、また、審判請求人が相当の担保を提供して差し押えの解除を求めた場合には、処分庁に対し差し押えの解除を命じなければならぬことといたしております。

第七に、国税審判庁の裁判に不服がある処分庁は、その裁判を取り消さなければ著しく公益を害すると認めるときに限り、裁判所に出訴することができるといたしております。

昭和四十四年三月十四日 衆議院会議録第十四号

第八は、事件関係人の審理期日における意見の陳述、証拠の申し出の順序、国税審判庁の審理のための調査権等について、所要の規定を設けるといたしております。

以上が国税審判法案の提案の理由とその内容の概要であります。納税者の権利救済制度の根本的改革という問題は、周知のように、かねてからの国民的課題ともいふべきものであり、処分庁から完全に独立した純粹の第三者機関による権利救済制度の実現は、真に納税者の権利利益の救済を万全ならしめるものとして、この国民的課題の解決への大きな前進を意味するものであることは明らかであり、国税審判法の制定が必要であるゆえんがここに存することを深く認識していただきたいのであります。

国民の待望するこの国税審判法案につきましても、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。国税審判法案の趣旨説明を終わる次第であります。(拍手)

国税通則法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び国税審判法案(横山利秋君外十二名提出)の趣旨説明に対する質疑
○議長(石井光次郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。広沢賢一君。

〔広沢賢一君登壇〕
○広沢賢一君 私は、日本社会党を代表して、政府提出、国税通則法の一部を改正する法律案、並びに社会党提出、国税審判法案について、基本的な質問を行なうのであります。(拍手)
税に対する国民の恨みは充満しております。それは、単に税金が生活費に食い込むという重税感ばかりでなくて、いまの税制がはなはだしく不公平、不合理だからであります。たとえば、政府が宣伝する今回のサラリーマン減税は、その実、年収百万円、月収約七万円の五人家族にとっては、

物価上昇の今日、定期昇給を含め一〇%、七千円の賃上げがあつた場合、減税どころか二千二百円の増税のうき目にあい、反対に、悪名高い利子配当、つまり、不労所得の優遇措置で、五人家族年収二百三十六万円まで無税が二百八十二万円に、一挙に五十万円も免税額がはね上がる、全く資産階級と社長、重役のための減税なのであります。(拍手)

また、昭和元祿といわれ、独占企業は連続六期大きな利益をあげており、反対に、政府は財政硬直化を宣伝しているのに、法人税の実効税率は世界一安くなつております。こんなばかげたことが行なわれている一例をもつても、新聞世論調査にあらわれた国民の政治不信、この原因がどこにあるか明らかであります。昔から、善政をあらわすに、乏しきを憂えず、ひとしからざるを憂うという名文句がありますが、佐藤内閣の税制は、まさしく正反對、つまり、悪政なのであります。来年は利子配当優遇措置の期限切れであり、これに関連して法人税の性格の明確化が迫られております。この際、所得税の税率の変更を含めて、税制そのものの根本的な見直しを行ない、一大改革を断行すべきであります。総理の決意を伺いたないのであります。

もう一つの国民の恨みは、税金の取り立て方にあります。零細企業者は、私は警察より税務署がこわいと申しております。戦後、警察は一度自治体警察に民主化されましたが、税務署のほうは、戦前以来一度も民主化の波をくぐっていないのであります。たとえば税務大学の教官からして、大内兵衛教授の本を読むと出世できないとおどかさ教育であります。そこから生まれた税務署職員は、理屈抜きで、国民からできるだけ多く税を取り立てた者ほど点数が上がり、出世できると徴税にかり立てられてるのであります。警察官は、裁判所の令状がなければ商店や銀行の金庫をかつてにこじあけることができませんが、税務署は、不意打ちでかつてにそれができるのであります。

奥さんのたんすまでさがして、へそくりをさがし出す。しかも、大蔵省ほど法律を自分なりに解釈して膨大かつ難解な通達の乱発で、これに基づいて税金を取り立てている省はほかにないのであります。歴史的に民主主義の生まれた根本の原則、租税法定主義が、実際には平気でじゅうりゃんされているのであります。したがって、これから生まれる税金の紛争は、昭和四十一年で何と三万七千件にのぼつていたのであります。このように異議申し立てや審査請求をやる人は、勇気のある人々であります。多くの国民は、あつがこわいというので、泣き寝入りであります。総理大臣、こうしたことが民主国家の今日、あつてよいと思いませんか。国税通則法、国税犯則取締法及びそれに伴う政令、通達等を根本的にさらに再検討すべきであると思ひますが、いかがでありますか。

今回の国税通則法の一部改正案は、こうした納税者の権利救済制度の改善のために、いままでの協議団方式を国税不服審判所設置に改めるのだというのであります。中身をよく検討すると、それはまっぴらな偽り、羊頭狗肉そのものなのであります。

第一に、いままでの公平な審判を行なうべき協議団が、税金を取り立てる国税局のもとに置かれていて、その人事、任用、昇進、成績判定から審査手続に至るまで、すべてが国税局に隷属していただので、これでは国税審判の役をなさないものであります。いわゆる制度そのものが同じ穴のムジナであると批判されてきたことは、税制調査会の答申にも認められていたところなのであります。が、今回の改正案では、それが同じ税金を取り立てる大元締め国税庁長官の任命になつたにすぎないのであります。身分関係の実体は何ら変わらないのであります。それはばかりか、本来協議団という名の示すとおり、裁判官には、上下の別なく協議または合議が民主的原則であるにもかかわらず、今回の改正では、審判官に首席を置き、副

国税審判法案についての横山利秋君の趣旨説明
一君の質疑

国税通則法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する広沢賢一君の質疑
三三七

を置き、副は審判官の仕事を行なうという行政執行の立場からの身分的な職階制を導入したのでは、これは改正でなくて、改悪であると思うのであります。(拍手)

さらにまた、審判所は、国税庁長官の出した通達と異なった解釈で裁決するときは国税審査会の議を経なければならないことになっておりますが、この審査会の委員が、また国税庁長官が任命するものであります。これでは、同じ税務行政の古手が学識経験者としてかつてに長官から任命されて、もちろん国会の承認を必要としないというのですから、これまた同じ穴のムジナと古ダヌキで、事態は何ら改善されないことは明らかであります。(拍手)

これらに対して、社会党が提出した国税審判法案では、特にこれらの点に留意して、審判所は税金を取り立てる国税庁とは完全に切り離して、内閣総理大臣のもと、総理府の所管とし、その機能の独立性を法律によって保障しているのであります。それは、アメリカ合衆国租税裁判所が大統領任命官職であり、西ドイツが独立した租税裁判所を持っているという外国の事例、さらにまた、わが国においても、社会保険審査委員会が両議院の同意を得て内閣総理大臣の任命によるものであること、労働者災害補償保険審査官ですら労働大臣任命、保険審査委員は両議院の同意事項であること、公正取引委員会の委員も、国会の同意により、その審判官のうちで特に事件に關与したことに

のある者は担当審判官に指定できないこと、海難審判制度では、独立した権能が法十一条で保障され、特許審判官では、合議体過半数と明記していること等から見て、最も大切な税金の公平処理が独立した機能を持つことは当然であり、法制上何ら不都合でなく、これを怠った今回の改正案は、以上のような法制上の基本的な民主主義的原則をじゅうりんした羊頭狗肉のしろものなのであります。(拍手)

これは、最近、国民の税金徴収に対する不満が高まり、裁判所における提訴では納税者の勝訴が次々と多くなり、社会党の審判所の提案など追及がきびしく、たまたまなくなった国税庁が、むしろこの羊頭狗肉を材料として、国民の税金に対する正当な権利を封殺してしまおうとして出してきたものであると思っております。というのは、この改正法案第八十七条において、まず審査請求人が、この税金が不当であると思ふ主張一切を明らかにすることを求めております。そもそも、債権を主張する者がその債権の存在を立証しなければならぬのが争訟制度の大原則であります。改正法案では、このことを回避して、事実上その責任を審査請求人、つまり国民に求め、しかも、原処分庁の答弁書提出の義務では、九十三条「提出させるものとする。」と、あいまいな表現を使い、原処分庁の物件閲覧においては、九十六条「日時及び場所を指定することができる。」だから指定しないこともあり得るといふような表現を

用い、あまつさえ、九十七条、審査のための質問検査においては、この場合、身分上は税務官吏同様の審判官、副審判官に広範な検査権を与え、その上で、たとえば質問に答弁しない、検査に協力しなかつたら、事件関係人に対して三万円の罰金を科するという罰則規定が挿入されたのであります。さらにその上、この点がおかしいと不服を述べると、それではこの点ばかりではなくて、あらためて総収入、総支出金額を洗い直すという、いわゆる争点主義に対する総額主義の問題は、いまだ明快な結論がありませんから、たとえば日通のような大企業には、その点だけという争点主義の調査にとどめ、町の八百屋さんには洗いざらい総所得、総支出を調べ直すというように、調査、検査のしかたそのものが階層的に、階級的に不公平なものになっているのであります。大蔵大臣、これでもなお、庶民が権利救済を信頼し、審査請求をしてもらいたいという気持ちになれますか。

以上の諸点について、大臣の答弁を求めます。また、社会党の国税審判法提案者、社会党の大蔵大臣横山利秋君の明快なる御所見を伺いたいのであります。最後に、今日ほど税金の不公平に対する怒りと恨み、ひいては政治不信の声がこのように大きく盛り上がっている今日、表だけの昭和元祿を自画自賛する前に、総理、大蔵大臣みずから、乏しきを憂えず、ひとしからざるを憂うという昔から政治家にとって最も大切な心がまえ、要諦を国民の前にはっきりと具体的な提案として示す以外に、今日の政治不信の解消の道はないと思っております。いかがでしょうか。総理、大蔵大臣の深い反省を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕
○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。 今回の税制改正の結果、増税になってしまふというふうな印象を与えかねないような御発言がございました。もちろん、ベースアップがあれば税額はふえます。ベースアップがあれば税額はふえます。そのこと自身は多少ふえましても、この場合でも、いわゆる負担率としてははつきりと低下していること、(それはあたりまえだよ)と呼ぶ者あり)これはもう、あたりまえだと言われるように、それこそが減税になっておる証拠でございます。どうか誤解のないようお願いしておきます。

また次に、配当所得者に対しては格別に優遇しておる、こういう御指摘であります。これは法人税と所得税との関係につきまして、従来の考え方のもとに、当然に課税最低限の額が引き上げられたものであります。今回の改正が特に配当所得者を優遇する、そのもくろみでつくられたものではないこと、これだけははつきり申し上げておきます。しかしながら、利子、配当の租税特別措置につきましても、貯蓄増強、資本市場の育成等の政策的に照らして設けられた租税特別措置法では

ありますが、このことは、税負担の公平の観点からは、御指摘がありましたとおり問題がありますので、税制調査会におきまして十分審議をわすらわして、そして結論を得たい、かように私は考えております。いましばらくお待ちを願いたいと思います。

なお、減税について御要望がありました。私も、特に中堅以下のサラリーマンの減税につきましては、さらに一その努力を払ってまいる考えでございます。

次に、納税者の納得のいくような徴税をしろ、こういう点がありますが、私もかねがね申しますように、民主的な税務行政というものは望ましいことでありまして、政府におきましても、それを努力しておるところであります。国税通則法や国税徴収法につきましても、ずいぶん古くから同じ法律に基づいておるんだ、かように言われますが、いずれも数年前に全文改正をしたものでありまして、また今後とも社会、経済の伸展に即応して見直していく、これは当然のことでありまして、そのつもりでございますから、御了承願いたいと思います。

今日提案いたしました御審議をこれからお願いするといふ国税通則法の改正案も、納税者の権利救済制度を一そう整備充実することを目的としておるものでありますから、どうか十分その趣旨のあるところを了とせられて、ひとつ御審議をお願いしたいと思います。

以上、私からの答弁といたします。(拍手)

〔国務大臣(福田赳夫君) 答へた〕

○国務大臣(福田赳夫君) 答へたいたします。

広沢さんの御意見、いろいろ伺っておつたのですが、今回不服審判所を政府が新設しようとしておるが、これは第二司法機関ともいふべき完全独立の機関となすべきではないか、かようなことと理解したのであります。私は、この司法上の権利の保護救済、これは終局的には司法裁判所、これにまつべきものである、かように考えておるのであります。今回不服審判所を設ける、これは行政的措置によりまして納税者の権利の救済を迅速にやつていこう、また誤りがあった行政措置をすなおに手直しをしよう、こういう二つの趣旨に基づくものであります。この行き方のほうがむしろ適正ではないか。不服審判所を第二司法機関とするといふようなことになりまして、これはわが国の法制の体系としていかにがなものであろうか。また、第二司法機関でない異質の独立機関だといふふうにいたしますときには、これは重複機構となつて、またこれ、いかにがなものであろうか、かように存存するのであります。税制調査会におきましてもいろいろ議論があつたようでありまして、政府が提案をいたしておるこの方式こそが最善である、かように判決をいたしておるのであります。また、第二の問題は、審判にあたりまして、不服申し立ての納税者側に挙証の責任があるのであるまいか、こういうふうな御意見であります。

私は、この制度の真のねらいは、真実は何だ、ほんとうは何だ、どういふことが実相だという、この真実の発見こそが目標である、そういう過程を通じまして行政の適正化をはかつていく、こういうことにあると思つております。私は、この考え方からいいますと、納税者だけに挙証責任を与えるという考え方をとる必要はない、これは双方から挙証というか、大いに議論を戦わしたらいいのではあるまいか、また、場合によりまして、審判所自身も出かけて調査をする、これくらいやるべきである、かように考えて御提案を申し上げておる次第でございます。

さらに、広沢さんから、この審判は争点主義をとるのか総額主義をとるのかというふうなお話でございます。争点、つまり納税者が不服の申し出をいたしたその点だけを争うことになるのか、あるいはそれに関連いたしまして、全体の税のそのケースの問題を議論することになるのか、それがどうも政府案でははつきりしていないというお話であります。これははつきりいたしておりません。率直に申し上げます。私は、この不服の人が訴えをする、そこから問題が発するのでありますから、これはもう当然、事実上は争点主義になる、こういうふうに思います。しかし、その争点に関連いたしまして、事がその納税者の税全体に波及することなしとしない。これまた当然かと思つておりますけれども、この争点主義であるか総額主義であるか、こういう問題はどのように理解

しますが、いずれにいたしましても、納税者の利益、これはどこまでも尊重いたしていきたい、かように考えます。

最後に、減税についての御要請がありますが、私も減税については深い理解を持つておるつもりでございます。ただ、いま公債財政、御承のよるな状況でありますので、すみやかに公債を、大体そう気にかけるような状態でないところまで持つていった上、減税問題とはまづ正面から取り組んでみたい、かように考えております。

税務行政につきましていろいろ御批判があり、どうも、こわいこわい税務署だというふうなお話でございますが、私は、そういうことを感ぜられる方は特別の人だと思つてます。私どもには、どうもたいへん税務行政は親切になつてきた、非常によくなつてきた――私は、税務当局に対しましては、愛される税務署になれということを目として指導をいたしておりますので、何とぞ、広沢さん、そのほうの権威者でございますので、御協力のほどをお願い申し上げます。

また、たんす預金までかき回すようなお話でございますが、さようなことは絶対にありません。これは犯罪の問題があつて、裁判所の令状をもつてする場合があります。しかし、普通の場合におきまして、アパートへ立ち入つてたんすをかき回す、さようなことは絶対にいたしませんから、どうかひとつ御安心のほどをお願い申し上げます。(拍手)

〔横山利秋君登壇〕

○横山利秋君 大蔵大臣がたいへん有意義な御回答をされましたので、私も有意義に回答をいたしたいと思ひます。

およそ税金で、私ども選挙区で皆さん一緒に相談に乗るわけですが、納税者の不満は、高いという不公平というか、あるいはわかりにくいというか、あるいは税務署が不親切でもしろくなくという、大体この四つあるわけでありませう。四つの中で、われわれがここで法律を改正したところで、税務署のさじかけなどでどうにもならぬですよという、その税務行政の段階の問題が、実は一番私は多いと見ているわけでありませう。今度の政府案も私どもの案も、協議団を廃止することは一筋なのであります。これはいいことだと思ひます。しかし、どうせ廃止するならば、長期にわたって納税者の信頼を託するに足る機構にしなければならぬ。協議団が何が悪いのか、協議団を廃止する原因は何かということをとことんまで追及して、それが削除されるようなやり方しなければ意味がないと私は思ふのであります。協議団を政府もやめるに至った理由は、先ほどから話が出てます同じ穴のムジナだという批判ですね、これがいかぬ。

もう一つの批判は、国民は通達には左右されぬ。

税務署の職員は通達で仕事をします。国民は法令には従わねばならぬけれども、通達には国民は従う義務はないのですからね。それを、国税局協議団は通達で仕事をしているから、あれをやめさせようというのが共通の概念なんです。その点は、政府も私どもも意見の違いはないのですよ。ところが、新たに設置するものについて、そうはいいながら、その根を残しているからいけないと私は言うのであります。そうでしょうが。国税庁長官の下に機構を置いたら、同じ穴のムジナじゃありませんか。それから審査会を置くといつたところで、審査会の答申について国税庁長官は自由裁量です。裁量権が自由なんですから、そこでも根が残つておる。やるのだったら、今後十年、二十年、納税者の信頼に足るような機構にするためには、ほんとうに公正な第三者機構にしなければだめではないかというのが、私どもの意見であります。この意見については、私が去年提案をいたしました、政府が検討にかかつて調査会が案を出した。それから京都で日本税法学会が行なわれた。日本国じゅうの税法に関係のある裁判官から、検事から、公認会計士から、税法学者から、あるいは税

理士から、全部集まった日本税法学会で、満場一致、私のほうの案がいいときまつて、政府に対して批判的な結論を出しているのです。(拍手)これはもう社会的に明白に勝負がついたことなんです。だから私は、決して社会党が出したとかなんとかといわないで、全国の税法学会が満場一致私のほうの案がいいときめたんですから、どうぞひとつ率直な意味において御検討が願いたいと思ひます。

それから、いまの御意見のように、大臣もお答えになりましたが、拳証責任、あるいは争点主義の問題であります。税務署長が百万と更正決定をかけた、それに文句を言つたら、証拠を出せ、こういうのは、いつもお互いに税務署で納税の問題で体験をしているところです。税務署長が百万と更正決定をかけたならば、かけた根拠があるだろうから、証拠はむしろ税務署が出してもいいではないか。百万がいかにぬら根拠を出せと納税者に迫つておるのが実際の姿です。それからもう一つは、文句があるか、文句があるならば、あなたのところ、もう一ぺん白紙に返して徹底的にそれじゃ調べてみるよ、こういうのですね。これはまあ、ある意味ではおどしなんです。それが納税者に

とつては弱いところなんです。弱いというか、脱税をしておる、しておらぬということではなくて、うるさいから、商売のじまになるから、だからという意味において、この問題は総額主義と争点主義との間に問題があるわけです。

それから、そんなたす預金を取るようなことではないとおっしゃった。確かにたす預金を取っていくということはありませぬ。ありませんが、税務署が来たときに許されるのは、一般調査の質問検査権だけです。質問検査権というのは、質問ところが、立ち入りですね、それから引き出しをあげる捜査、それから持つていく押収、そういう例というものは、皆さんがやつぱりお互いにあちこちでござんになつて御存じになつてのことだと思ひます。この拳証責任や争点主義、あるいは質問検査権の乱用、こういう点は、どうしても税務行政の民主化の中のためなければならぬことだと思ひます。この点を、私どもの案は、原則として争点主義及び拳証責任を納税者に押しつけてない、質問検査権の乱用を戒める、こういうようになつていくわけでありませう。どうぞひとつ、こんなわけでございますから、私はまあ率直に申しま

すが、私どもの案のてまえみそじゃありませんけれども、理想に走らず、現実におおぼれず、実に具体的に納税者の選択権まで用意をいたしましたものですから、だから京都の税法学会が満場一致、これはあなたのほうの案がいいというのは、当然なことではないです。

皆さんの御協力を心からお願ひ申し上げまして、回答といたしたいと思います。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(石井光次郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 佐藤 榮作君
- 外務大臣 愛知 揆一君
- 大蔵大臣 福田 赳夫君

- 出席政府委員
- 文部大臣 坂田 道太君
 - 通商産業大臣 大平 正芳君
 - 郵政大臣 河本 敏夫君
 - 自治大臣 野田 武夫君
 - 國務大臣 木内 四郎君
 - 内閣法制局長官 高辻 正巳君

○朗読を省略した議長の報告

(理事補欠選任)

一、昨十三日、通信委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 加藤常太郎君(理事高橋清一郎君昨十三日理事辞任につきその補欠)

(議案提出)

一、昨十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

- 訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案
- 特許法等の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、昨十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出第七三三号) 法務委員会 付託

(議案送付)

一、昨十三日、参議院に送付した内閣提出案は次

のとおりである。

国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、奄美群島経済の自立的発展の基礎を確立し、群島民の福祉の向上を期するため、さらに奄美群島振興計画を延長して引きつづき群島について特別の措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

- 振興計画の期間を現行法の五箇年から十箇年に延長し、その期間を昭和四十九年三月三十一日までとすること。
- 振興計画に基づく事業について、国が負担及び補助する場合の負担率及び補助率の一部を改め

ること。

3 奄美群島における公立学校施設災害復旧事業について、国が負担する場合の負担率に特例を設けること。

二 議案の可決理由

奄美群島の振興を図るための特別措置を実施する必要性がなお存続している実情にかんがみ、本案の趣旨は妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十四年度一般会計予算に、奄美群島振興費として十八億九千九百五十万六千円を計上している。右報告する。

昭和四十四年三月十四日

地方行政委員長 鹿野 彦吉

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、振興計画の目標とする自立経済の達成及び住民福祉の向上を図るため、特に左の諸点について積極的な施策を講ずべきである。

一 振興計画の五箇年延長に当たっては、長期的展望のもとに群島経済の自立的発展の基礎を確立し、群島民と鹿児島県民との所得の格差を解消することを旨途として、産業基盤施設の整備及び産業振興に重点を置いた有効にして適切な施策を推進すること。

二 奄美群島における電力料金は、本土に比し著しく高料金となつていて、政府関係各省及び鹿児島県は、相協力して、速やかに現在の電力機構の合理化、近代化の措置を講じ、高料金の解消を図ること。

三 奄美群島振興信用基金に国から出資されている承継債権に係るガリオア物資代及び復興金融基金

貸付金については、現地の実状に即し、緊急に適切な処置を講ずること。
右決議する。

昭和四十四年三月十四日 衆議院会議録第十四号 議案に関する報告書

三四三

昭和四十四年三月十四日 衆議院會議録第十四号

三四四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

| |
|---|
| 定価 一部 四十円 (送料別) |
| 発行所 東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七 大蔵省印刷局 電話 東京 五八二 四四二一(大代) |